

JAF 東北地域クラブ協議会共済運営要項

JAF 東北地域クラブ協議会（以下 JMRC 東北という）の共済制度の実施に関する事務取扱要項を以下の通り定める。

1. 共済拠出金徴収の方法

- (1) JMRC 東北は、会員からの拠出金の徴収事務は JMRC 東北事務局が行うものとする。
- (2) 拠出金の徴収または給付は、許可証発給申請に伴うかまたは伴ったものでなければならない。

2. 本人死亡の場合の受給者の指定

本人が死亡時の共済金の受取人を指定する場合は、許可証交付申請に伴ってそれを行っておくものとする。

3. 共済給付申請の方法

給付の申請は、別に定める書式によって、当該主催クラブまたは本人より JMRC 東北事務局に提出して行う。

尚、申請書類は次のものを用紙しなければならない。

- (1) 申請書：記載項目を全て記入した所定の申請書。
- (2) 添付書類：許可証、診断書またはその写し。
- (3) その他：審査の段階で必要とされたもの。

4. 給付に関する競技会格式の取扱い

規定第 1 条第 1 項の公認競技会とは、JAF によって公認された国内で開催されるもの（スピード競技公認コース使用の届出クローズド競技を含む）を指す。

5. 共済制度への加入の制限

本制度に加入し得るものは、JMRC 東北の会員に限る。

但し、共済制度の実施している他の地域協議会において既に当該年度の共済金を拠出した者は含まれない。

JAF 東北地域クラブ協議会共済運営細則

JAF 東北地域クラブ協議会の共済制度の運営に関し、同会共済規定（以下規定）に基づき、以下の細則を定める。

（拠出金の金額）

第 1 条 規定第 5 条に定める拠出金の金額を次の通りとする。但し、基金の都合により変更することができる。

1. 毎年度、1 名 1000 円とする。（振替手数料は別途とする）

（人身事故への給付）

第 2 条 規定第 8 条に定める人身事故への共済金の給付額は、次に従う。

1. 給付の区分は最高額を 100%とし別表 1 に定め、JMRC 共同共済会から給付される。同一人に対し同一年度内の給付最高限度額を 500 万とする。
2. 上記区分以外は別表 2 に定め JMRC 東北より給付され、同一人に対し同一年度内の給付最高限度額を 200 万とする。
3. 対象競技会は JAF によって公認され、かつ国内で開催された競技会とする。
4. 対象範囲は JAF カレンダー登録された開催期間内で、競技会場敷地内における対象競技会に関する事故とする。但しラリー競技の場合は、JAF に申請されたコースと期間中で受付から競技終了及びリタイヤまでとする。

（給付の制限）

第 3 条 年度内に JMRC 東北共済会の資金が不足した場合には同年度内の給付は行われぬものとする。尚、翌年度に繰り越して支払うことも行われぬものとする。

別表 1：給付金区分

給付金区分－1……100%

- (1) 死亡
- (2) 該当する事故を原因として 90 日以内に死亡したもの

給付金区分－2……100%

- (1) 両眼が失明したもの
- (2) 咀嚼及び言語の機能を廃したもの
- (3) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- (5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの
- (6) 両上肢の用を全廃したもの
- (7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの
- (8) 両下肢の用を全廃したもの
- (9) その他身体の著しい障害により終身自用を弁ずることが出来ないもの

給付金区分－3……80%

- (1) 1 眼が失明したもの
- (2) 両目の視力が 0.02 以下になったもの
- (3) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの
- (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの
- (5) 両上肢を腕関節以上で失ったもの
- (6) 両下肢を足関節以上で失ったもの
- (7) 両耳の聴力を全く失ったもの

給付金区分－4……70%

- (1) 咀嚼又は言語の機能を廃したもの
- (2) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労働に服することができないもの
- (3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労働に服することができないもの
- (4) 両手の手指の全部を失ったもの

給付金区分－5……60%

- (1) 両目の視力が 0.06 以下になったもの
- (2) 咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すもの
- (3) 1 上肢をひじ関節以上で失ったもの
- (4) 1 下肢をひざ関節以上で失ったもの
- (5) 両手の手指の全部の用を廃したもの
- (6) 両足をスリフラン関節以上で失ったもの

給付金区分－6・・・・・・50%

- (1) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの
- (2) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの
- (3) 1 上肢を腕関節以上で失ったもの
- (4) 1 下肢を足関節以上で失ったもの
- (5) 1 上肢の用を全廃したもの
- (6) 1 下肢の用を全廃したもの
- (7) 両足の足指の全部を失ったもの

別表 2：給付金区分表

- ① 入院：日額 3,000 円(継続 3 日以上 1 日目より、尚事故日より最高 90 日以内で実数 30 日を限度とする)
- ② 通院：日額 1,500 円(通算 3 日以上 1 日目より、尚事故日より最高 90 日以内で実数 30 日を限度とする)
- ③ ギャラリー・サービス員死亡見舞金：最高給付額 50 万円(会員が起因した事故により 3 ヶ月以内に死亡した場合)
- ④ その他障害に関わる見舞金及び花環、供花等については、JMRC 東北共済専門部会にて決定する

2000 年 1 月 1 日 施行

2025 年 2 月 16 日 改定